

前橋市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例の概要 Vol.3

- ◆ 有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等を禁止します。
(埋立て等の面積は問いません。)
- ◆ 土砂等による埋立て等を行う場合は、その土砂等が崩落、飛散又は流出しないようにしなければなりません。
(埋立て等の面積は問いません。)
- ◆ 面積が 1,000 m²以上の土砂等の埋立て等を行う場合に、市長の許可が必要です。

このリーフレットの用語の意味

- 土砂等 …… 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物
- 埋立て等 …… 埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積
- 特定事業 …… 土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が 1,000 m²以上であるもの(許可が必要な事業)
- 土壌基準 …… 環境基本法(平成5年法律第91号)で定められている土壌の汚染に係る環境基準に準じて、市則で定める基準
- 施工管理者 …… 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者

1 条例制定の趣旨

前橋市では、汚染されている土砂等の搬入による生活環境の被害を防止するとともに、土砂等の崩落による災害の発生を防止するため、「前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」(以下「市土砂条例」)が平成26年7月1日より施行されています。

2 禁止される埋立て等とは

土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等及び崩落等が発生するおそれのある土砂等による埋立て等は一律に禁止しています。

3 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある有害物質を含んだ土砂やセメント、石灰等を混合して化学処理をした土砂は埋め立てることは出来ません。

4 土地所有者の方へ

自分の土地を埋立て等を行う事業者を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を常に把握し、異常や不審な点に気づいたら直ちに市に通報してください。

5 許可が必要な埋立て等とは

特定事業を行おうとする事業者は、特定事業施工区域ごとに市長の許可を受けなければなりません。

1,000 m³以上の埋立て等（特定事業）



許可必要

以下に該当する場合は、許可が不要となります。

- ① 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの（区域内造成）
- ② 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う場合（委託し、又は請け負わせて行うものを含む）
- ③ 法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって、規則で定めるもの
- ④ 市土砂条例もしくは法令等又はこれらに基づく命令その他処分による義務の履行に伴う埋立て等
- ⑤ 災害復旧時の応急措置及び通常管理行為（運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的の管理行為）として行う埋立て等

【よくある問合せ】

- Q 1,000 m³未満の埋立ては許可が不要ですか。
A 造成方法や法面の高さ等により条例の適用となることがありますので、施工計画等の事前相談をしてください。
- Q 路盤材として使用される砕石や砂利のみによる施工は許可が必要ですか。
A 許可不要です。

6 許可申請の手数料

許可申請手数料は次のとおりです。

新規許可申請	変更許可申請
30,000円	20,000円

7 手続の流れ

許可申請

所定の申請書に関係書類を添付

【法人申請の場合の主な添付書類】

●施工計画書 ●周辺地域の生活環境の保全及び災害の発生防止に関する計画書
●位置図、見取り図 ●法人の登記事項証明書 ●法人の印鑑登録証明書 ●法人の
役員全員の住民票の写し ●資金調達計画書 ●直近3年分の決算関係書類 ●納税
証明書 ●土地の登記事項証明書、公図 ●土地利用権原を証する書類 ●請負施工の
場合は請負契約書の写し ●施工管理者の住民票の写し ●現況平面図、断面図、面
積計算書 ●計画平面図、断面図、雨水排水計画図 ●予定容量計算書 ●土地所有
者の承諾書 ●現況写真 ●その他市長が必要と認める書類

市の確認

事業を適確に行うに足る経理的基礎を有するか、欠格事由に該当していないか、施工計画が技術上の基準に適合しているかなどを確認します。

許可

許可基準に適合しているときは許可（許可期間は原則3年以内）
なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、及びその条件を変更することがあります。

事業開始

事業開始後は以下の手続き等が必要です。

- 標識の掲示
- 土砂等の搬入に係る事前届出
搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出る。
（排出場所ごと及び同一の場所からの搬入量が5,000立方メートルを超えるごと。排出元証明書及び検体試料採取調書、土壌検査証明書を添付する。）
- 土砂等を搬入する車両にその旨を表示し、又は表示させるよう努める。
- 帳簿の記載及び市長への報告
搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3か月ごとに市長に報告する。
- 土壌検査・水質検査の実施及び市長への報告
6か月ごとに、又は搬入された土砂等の量が5,000立方メートルを超えるごとに土壌検査を実施し、排水がある場合はその水質検査も実施し、検査実施後1か月以内に市長に結果を報告する。（検体試料の採取には市の担当職員が立ち会う）
- 変更許可申請・軽微変更届
事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更許可を申請する。軽微な変更を行ったときは、14日以内に市長に届け出る。

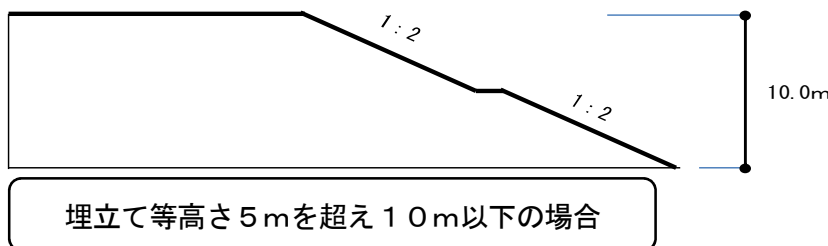
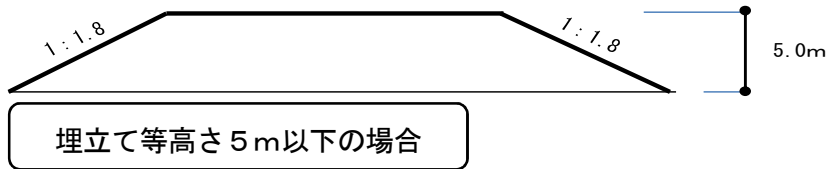
事業完了

事業を完了し、又は廃止したときは、10日以内に市長に届け出てください。市の担当職員が現地を調査し、施工計画に適合しているかなどを確認し、その結果を通知します。

8 土砂等埋立て等の高さ 標準図

土砂等埋立て等高さとは、特定事業により生じる法面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部との高低差をいう。

土砂等埋立て高さとは法面勾配



9 次の場合には許可が取り消されることがあります

- 改善命令、事業停止命令又は措置命令違反 ●不正手段による許可取得
- 許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当したとき
- 無許可変更 ●搬入禁止命令違反 等

10 次の場合には罰則が科されることがあります

無許可事業、無許可変更、措置命令違反	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
搬入事前届出義務違反、帳簿記載義務違反、定期報告義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入検査忌避	50万円以下の罰金
軽微変更届出義務違反、完了等届出義務違反、書類等保存義務違反	30万円以下の罰金

問い合わせ先 前橋市環境部廃棄物対策課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

TEL 027-898-5840 FAX 027-223-8524

E-mail: haitai@city.maebashi.gunma.jp

HP: <http://www.city.maebashi.jp/jigyousya/376/009/index.html>